

宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための  
指導者養成事業（自己学習）実施要綱

（趣旨）

第1条 宮城県内において、介護職員等がたんの吸引等を実施するために必要な研修（特定の者を対象とする基本研修及び実地研修）（以下「たんの吸引等研修」という。）の講師及び指導者（以下「指導者等」という。）を養成するために必要な事項を定めるもののほか、指導者等の登録申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、県とする。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、県内の登録研修機関において、たんの吸引等研修の指導者等となる予定の医師，保健師，助産師又は看護師（准看護師を除く）（以下「看護師等」という。）とする。

（事業の実施方法）

第4条 本事業の実施方法は次のとおりとする。

(1) 自己学習の申込み

看護師等は、「宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）申込書」（別紙1）（以下「申込書」という。）により、指導者等となる予定の登録研修機関に申込みを行うものとする。

また、登録研修機関は、申込書の写しを宮城県保健福祉部精神保健推進室あて送付するものとする。

(2) 自己学習の方法

イ 指導用マニュアル

看護師等は、厚生労働省が作成した「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修の指導者用マニュアル」を厚生労働省ウェブページ（[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/kaigosyokuin/manual.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaigosyokuin/manual.html)）から取得し、自己学習を実施するものとする。

ロ DVD

看護師等は、登録研修機関からDVDの配布（貸出）を受け、自己学習を実施するものとする。

(3) 実施報告書の提出

看護師等は、教材を活用して自己学習を実施した後、「宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自

己学習)実施報告書」(別紙2)(以下「報告書」という。)に住所及び宛先を記載し84円切手を貼付した長形3号封筒を添えて、宮城県保健福祉部精神保健推進室長に提出するものとする。

(4) 受領書の交付

県は、報告書を受領後、「宮城県介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)実施のための指導者養成事業(自己学習)実施報告書受領書」(別紙3)(以下「受領書」という。)を看護師等あて交付するとともに、その写しを指導者等となる予定の登録研修機関に送付するものとする。

(5) 受領書の再交付

看護師等は、紛失及び汚損等により受領書の再交付を希望する場合には、「宮城県介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)実施のための指導者養成事業(自己学習)実施報告書受領書再発行申請書」(別紙4)に次に掲げる書類を添えて、宮城県保健福祉部精神保健推進室長に提出するものとする。

イ 本人確認のための運転免許証等の写し

ロ 住所及び宛先を記載し84円切手を貼付した長形3号封筒

(登録情報の変更等)

第5条 看護師等は、住所及び勤務先等に変更が生じた場合には、「宮城県介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)実施のための指導者養成事業(自己学習)登録情報変更届」(別紙5)に変更事項が確認できる書類(運転免許証等の写し)を添えて、宮城県保健福祉部精神保健推進室長に提出するよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。